静岡県告示第713号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年静岡県条例第90号)第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和7年11月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-(2-メチルフェニル $)-N-[1-(2-$ フェニルエチル $)$ ピペリジン -4	
ーイル] プロパンアミド及びその塩類(通称名ortho-Methylfent	令和7年11月8日
anyl, o-Methylfentanyl)	
$2 - \{2 - [(4 - x) + 2) + 2 - (2 - [(4 - x) + 2) + 2) + 2 - (4 - x) + $	
イミダゾール-1-イル}-N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	令和7年11月8日
(通称名5-Methyl etodesnitazene、Etomethaz	127,7 0 1.
ene)	
3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] - 1 H - インドール - 4 - イル=プロピオ	令和7年11月8日
ナート及びその塩類 (通称名4-PrO-DMT)	17H1 T11/1 O D

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第 15項に規定する指定薬物に指定されたため。